

平成27年度税制改正のポイント

1月14日、「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

みなさまに、特に関係しそうな税制改正上のポイントを、以下列挙いたします。

各項目の右端には、「平成27年度税制改正の大綱」における該当ページを記載しております。詳しく知りたい方はご参照ください。

◆ 個人所得課税

① NISAの拡充

- ジュニアNISAを創設(20歳未満、年間投資上限額 80万円) …大綱 P1
- 投資上限額を引上げ(年間 100万円⇒120万円) …大綱 P4

② 住宅ローン減税の延長

- 平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長 …大綱 P10

③ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

- 有価証券の評価額1億円かつ出国直近10年以内に5年を超えて居住者であった者に、出国時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対し特例的に課税 …大綱 P16

④ ふるさと納税の拡充

- 特例控除額の拡充(上限:個人住民税所得割額の1割⇒2割) …大綱 P28
- 確定申告不要の特例制度を創設 …大綱 P28

◆ 資産課税

⑤ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

- 適用期限を延長、非課税枠を拡充(1,000万円⇒最大3,000万円) …大綱 P29

⑥ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- 子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設(非課税枠:1,000万円) …大綱 P31

⑦ 空家の固定資産税の運営見直し

- 空家等対策のため、特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる …大綱 P37

⑧ 保険の契約者変更の報告

- 死亡による契約者変更情報等の税務署への提出など …大綱 P23,47

◆ 法人課税

⑨ 法人税率の引下げ

	現行		27年度	28年度
法人税率	25.5%	⇒	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%		6.0%	4.8%
(参考)国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

…大綱 P48

⑩ 課税ベースの拡大

- 欠損金繰越控除の見直し(大企業の限度額縮小、繰越期間の延長など) …大綱 P49
- 受取配当等の益金不算入の見直し …大綱 P52
- 賃上げ減税の見直し、要件緩和 …大綱 P53

◆ 消費課税

⑪ 消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更

- 平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更 …大綱 P71

⑫ エコカー減税の見直し

- 減免税車の対象範囲を見直しのうえ延長 …大綱 P78
- 軽自動車税のグリーン化特例を導入 …大綱 P86

さて、⑪の消費税増税の延期は別にして、今回の税制改正の目玉は、⑥の「結婚・子育て資金贈与」の非課税措置の創設でしょうか。空前のヒットとなった「孫への教育資金贈与」に続けとばかりに、シニア層から若者への資産移動を促進したい国の考えがよく表れています。

◆ 「結婚・子育て資金贈与」の非課税措置の概要

- 対象費用…婚礼費用、住居費用、引越費用、妊娠・出産費用、子の医療費・保育料
- 契約終了…受贈者が50歳に達した場合、または死亡した場合等
- 非課税枠…受贈者1人につき1,000万円(結婚費用は300万円を限度)

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先